令和５年度五所川原市骨髄移植ドナー等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）となった者及びドナー休暇制度を導入しドナー休暇を付与した県内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く。以下「事業所」という。）に対し、五所川原市骨髄移植ドナー等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成１７年３月２８日五所川原市規則第４２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより交付し骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「ドナー」とは、市に住所を有し、骨髄バンクが実施する骨髄等提供あっせん事業における骨髄等の提供者をいう。

２　この要綱において「ドナー休暇」とは、県内の事業所において、ドナーである当該事業所の従業員が骨髄等の提供に要した通院又は入院等のために取得する事を認めた有給の特別休暇をいう。

３　この要綱において「骨髄等の提供に要した通院又は入院等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院及び入院を除く。

（１）　骨髄等の提供前及び提供後の健康診断に係る通院

（２）　骨髄等の採取の準備に係る通院又は入院

（３）　骨髄等の採取に係る入院

（４）　前各号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面談等

４　この要綱において「助成対象日数」とは、市が第３条第１項第１号の事業について、ドナーが骨髄等の提供に要した通院又は入院等にかかる日数をいう。

（交付対象及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる事業区分は、次号に定めるものとする。

（１）ドナー支援事業

市が、ドナーに対して骨髄等の移植に要した日数に応じて助成金を交付する事業。この補助金の交付対象は、次のいずれにも該当するドナーであり、ドナー休暇を利用できる場合を除く。

ア　骨髄等の提供の完了を証明する書類の交付を受けた者

イ　骨髄等の提供が行われた日及び申請日において、市内に住所を有していた者

ウ　この要綱による補助金と同様の趣旨の他の助成金等の交付を受けていない者

エ　市税の滞納がない者

（２）事業所支援事業

市が、ドナー休暇制度を導入している県内の事業所に対して、取得したドナー休暇の日数に応じて助成金を交付する事業。この補助金の交付対象は、次のいずれにも該当する事業所であること。

ア　市内に住所を有するドナーが勤務している青森県内の事業所で、当該ドナーに対しドナー休暇を付与した者

イ　国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人でない者

ウ　この要綱による助成金と同様の趣旨の他の助成金等の交付を受けていない者

エ　市税の滞納がない者

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は役員等が暴力団の構成員でない者

２　補助金の額は次の各号における区分のとおりとする。

（１）ドナー支援事業

助成対象日数に２万円を乗じて得た額。ただし、１回の提供につき上限を１４万円とする。

（２）事業所支援事業

ドナーに対して付与したドナー休暇の日数に１万円を乗じて得た額。ただし、１人あたり１回の提供につき上限７万円とする。

３　ドナー支援事業の場合において、ドナーが属する事業所、団体等のドナー休暇制度（骨髄等の提供者として必要な検査、入院等の際に要する期間を、特別有給休暇として認める制度をいう。）の利用が可能であった場合は、当該利用が可能であった日数を助成対象日数から減ずるものとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次号に掲げる区分の申請書を、骨髄等の提供が完了した日から９０日以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（１）ドナー支援事業の申請者は、五所川原市骨髄移植ドナー等支援事業補助金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第１号）に次の書類を添えて、定める期限内に提出する。

ア　骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し

イ　骨髄等の提供に要した通院又は入院等の日数を証する書類の写し

ウ　勤務している事業所にドナー休暇制度がないこと又は全部若しくは一部の期間でドナー休暇を取得していないことを証する書類

エ　市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（様式第３号）

オ　指定口座の通帳及びキャッシュカード（口座番号等が分かるもの）の写し

カ　その他市長が必要と認める書類

（２）事業所支援事業の申請者は、五所川原市骨髄移植ドナー等支援事業補助金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第２号）に次の書類を添えて、定める期限内に提出する。

ア　ドナーが勤務することを証明する書類

イ　骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し

ウ　ドナー休暇制度を導入していることを証する書類

エ　ドナーがドナー休暇を取得した日数を確認できる書類

オ　市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書（様式第３号）

カ　役員名簿（氏名、ふりがな、役職名、生年月日及び住所が掲載されたもの）

キ　指定口座の通帳及びキャッシュカード（口座番号等が分かるもの）の写し
ク　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）
第５条　市長は、前項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、五所川原市骨髄移植ドナー等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）
第６条　市長は、申請者が虚偽の内容に基づく申請及びその他の不正の行為により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則
１　この要綱は、令和５年５月２４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。